群馬県有林高付加価値クレジット創出業務仕様書

１　業務委託名

県有林高付加価値クレジット創出業務委託（以下「本事業」という。）

２　定義

本仕様書で使用する用語は次のとおりとする。

（１）実施要綱とは、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱のことをいう。

（２）J-クレジットとは、実施要綱に基づき認証されたカーボンクレジットのことをいう。

（３）制度管理者とは、J-クレジット制度管理者のことをいう。

（４）受注者とは、本事業の請負受注者のことをいう。

（５）非炭素プレミアム価値とは、森林吸収系 J-クレジットにおける炭素削減価値以外の付加価値のことをいう。

（６）高付加価値クレジットとは、J-クレジットに非炭素プレミアム価値を加えたもののことをいう。

（７）固定委託費対象業務とは、販売の成否にかかわらず受注者が履行し、固定委託費の支払対象となる業務をいう。

（８）成果報酬対象業務とは、高付加価値クレジットの販売実績に応じて成果報酬の対象となる業務をいう。

（９）販売実績とは、県が承認した売買契約が成立し、県が販売代金の収納を確認した実績をいう。

(10) 県最低販売収入額とは、本事業実施の目的として県が最低限確保すべき対象森林の１か年分の森林整備費相当額をいう。

３　関係制度文書

本事業の実施にあたっては、本仕様書の定めによるほか、J-クレジット制度管理者が定める次の最新の制度文書を遵守して実施するものとする。

（１）実施要綱

（２）実施規程（プロジェクト実施者向け）

（３）モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）

（４）方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）

（５）方法論（森林経営活動）

（６）約款（プロジェクト実施者向け）

４　基本的な考え方

群馬県が管理する県有林のうち森林法第１１条に基づく森林経営計画策定箇所 259.25ha を対象に、県と受注者が双方協力のもと、森林経営活動に由来する J-クレジットを創出する。また、別紙「群馬県有林高付加価値クレジット創出業務における非炭素プレミアム価値の一例」を参考に、非炭素プレミアム価値を算定・可視化し、高付加価値クレジットとして販売する。

なお、本事業により創出された J-クレジットの所有権、処分権及びこれらに付随する一切の権利は県に帰属する。また、当該 J-クレジットの販売により生じる売買代金その他一切の収入は県の収入とする。受注者は県の代理又は県が承認する方法により販売活動を行うものとし、販売代金を受領した場合は、県の公金として適正に管理し、契約に定める成果報酬を除き県へ納付するものとする。

本業務のうち、プロジェクト登録、モニタリング、審査・検証対応及び認証・発行申請は固定委託費対象業務とし、非炭素プレミアム価値の算定、販売戦略、販売先開拓、販売提案・交渉等は成果報酬対象業務とする。同一の業務又は経費について、固定委託費と成果報酬を重複して計上することはできない。

併せて、高付加価値クレジットの販売によって得られる収益を県有林の管理に活用し、持続可能な林業経営の実践を通してカーボンニュートラルの達成に貢献する。

５　契約期間

契約締結の日から令和１７年３月３０日（金）まで

６　対象森林

（１）面積

県有林のうち森林法第１１条に基づく森林経営計画策定箇所 259.25ha

（２）内訳

森林経営計画策定箇所のうち

人工林　162.50ha（吸収量 1,871t-CO2 程度と想定）

天然林　 95.97ha（吸収量 145t-CO2 程度と想定）

除地等　　0.78ha

ア　人工林内訳

	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	その他	合計
面積（ha）	11.80	34.84	59.34	56.52	0	162.50
平成２年以降の施業面積（ha）	9.54	26.71	12.83	35.55	0	84.63

※１						
齢級構成	別表１参照					
木材出荷量（m3/年）※２	0	0	0	63.915	0	63.915

※１：樹種別面積は、今後の作業によって変動する可能性がある。また、差分 78.34ha は、①平成２年より前に施業、②施業除地等の理由による。

※２：令和６年度の各実績から算出（令和７年度は実績なし）

イ　天然林内訳

	針葉樹	広葉樹	合計
制限林に指定されている面積（ha）	0	95.97	95.97
齢級構成	別表２参照		

※面積は施業履歴等の精査により増減する可能性がある。

（３）プロジェクト実施地

（１）（２）のうち本事業において、吸収量及び排出量を算定する対象となる森林は、方法論＜用語の定義＞のプロジェクト実施地に記載された①～③とする。

（４）収穫予想表

吸収量及び排出量の算定に用いる収穫予想表は、県が提供する資料及び J-クレジット制度の最新のモニタリング・算定規程に基づき、受注者が適用条件を確認し、県と協議の上で使用する。

７　事業の進め方

（１）全体スケジュール

①令和８年度

［プロジェクト登録］※

・計画書作成、審査機関による審査対応

・プロジェクト登録

［森林整備・巡視］

※令和８年度事業の対象となる業務は、プロジェクト登録までを基本とする。ただし、申請書類作成に係る妥当性確認及び是正等対応並びに登録申請等の手続については、審査機関の登録申請受入状況その他の要因により令和８年度内での実施が困難な場合、県と受注者が協議の上、実施時期を調整するものとする。

②令和９年度以降に実施する業務

［J-クレジット認証・発行］※

・モニタリング

・モニタリング報告書作成、審査機関による検証対応

・J-クレジット認証・発行

［非炭素プレミアム価値算定］

［高付加価値クレジットの販売］

［森林整備・巡視］

※受託者は発注者の指示に基づき J-クレジットの発行申請に必要な業務を行うものとする。なお、発行申請及び認証手続は毎年度実施することを前提とせず、発注者が必要と判断した年度に実施するものとする。

（2）業務分担

作業項目		県	受注者	費用区分
森林管理	森林管理、整備	○		県実施
	森林の保護（巡視）	○		県実施
情報提供	森林簿、森林経営計画、施業履歴等 J-クレジット創出に必要な情報の提供	○		県実施
	現地確認（必要な場合）	○	○	固定委託費
プロジェクト登録	プロジェクト計画書作成		○	固定委託費
	審査機関への審査依頼、対応		○	固定委託費
	プロジェクト登録申請		○	固定委託費
モニタリング	モニタリングの実施		○	固定委託費
クレジット認証・発行	モニタリング報告書作成、審査機関による検証対応		○	固定委託費
	J-クレジット認証・発行申請		○	固定委託費
非炭素プレミアム価値算定	非炭素プレミアム価値の算定		○	成果報酬
クレジット販売	高付加価値クレジットの販売		○	成果報酬

※プロジェクト登録申請は群馬県知事名で行う。

（3）販売計画及び県の承認

受注者は、販売対象年度ごとに、販売数量、販売先候補、価格方針、販売方法、販売時期及び非炭素プレミアム価値の訴求内容を記載した販売計画書を県に提出し、承認を受けるものとする。販売先、販売数量、販売価格、販売時期及び契約条件は、受注者の提案を踏まえ、県が決定又は承認する。

（４）固定委託費の部分払

ア　受注者は、契約期間中、県の承認を受けた業務の履行部分又は実費負担分について、固定委託費の部分払を請求することができる。

イ　部分払の対象となる業務はプロジェクト登録申請、モニタリングの実施、J-クレジット認証・発行申請とし、支払額は、年度ごとに県と受注者が協議の上定めるものとする。

ウ　県は、各業務の履行又は実費の負担を確認した後、受注者からの請求に基づき部分払を行うものとする。

エ　部分払の回数は、各年度につき２回以内とする。ただし、県が必要と認めた場合はこの限りでない。

（５）成果報酬及び精算

ア　成果報酬は、県が承認した高付加価値クレジットの売買が成立し、下記７（６）の受注者が提出する販売実績報告書を県が確認した場合に発生する。

イ　高付加価値クレジットの販売により得られる販売代金その他の収入は県に帰属するものとする。受注者は、県が承認した販売計画及び契約条件に基づき販売を行い、販売代金を収納するものとする。

ウ　受注者は、地方自治法第２４３条の２第１項及び群馬県財務規則その他関係法令の規定に基づき、県から指定公金事務取扱者として指定を受けた上で、前項の販売代金の収納事務を行うものとする。

エ　成果報酬額は、販売代金から固定委託費総支払額及び県最低販売収入額の合計額を差し引いた金額に契約で定める成果報酬率を乗じて算定する。

オ　受注者は、販売代金から前項により算定した成果報酬額を控除した額を、県へ納付しなければならない。

カ　固定委託費で実施した業務と重複する経費を成果報酬に計上してはならない。

キ　県は、必要に応じ、成果報酬の対象経費について受注者に関係資料の提出を求めることができる。

ク　受注者は、収納した販売代金から成果報酬額を控除した残額について、県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに納付するものとする。なお、納付に係る手続その他必要な事項は県の指示による。

（６）販売実績及び収支報告

受注者は、販売先、販売数量、販売単価、販売代金、販売経費、成果報酬額及び県への納付額を記載した販売実績報告書を県に提出する。県は、必要に応じ、売買契約書、請求書、入金記録その他の証拠書類の提出を求めることができる。

（７）事情変更

制度文書・方法論の重大な改定、市場価格の著しい変動、災害その他契約時に予見困難な事情が生じた場合、県と受注者は、業務範囲、工程、販売条件及び成果報酬等の見直しについて協議する。

８　資料

（１）県が提供する資料

・森林経営計画書
・施業履歴データ
・現実林分幹材積表

（２）県が貸与する資料

・航空レーザ測量データ（４点／ｍ２以上、未解析）
・対象森林の森林簿データ及び森林計画図データ
・その他、県と受注者が協議の上、必要と認められる資料

（３）資料の管理及び返却

受注者は、県から提供及び貸与された資料を破損・紛失・盗難等の事故がないように管理し、本事業が完了したとき、契約が解除されたとき、及び本事業の遂行上不要となったときは、県に速やかに返却を行うものとする。

９　実施体制

（１）受注者は、契約締結後、速やかに事業計画書（様式任意）を作成し、県に提出すること。

（２）受注者は、実施要領様式４の実施体制表のとおり本事業を実施すること。

（３）やむを得ない理由により、配置予定担当者が事業完了までの間に変更になる場合は、事前に県の了承を得ること。

（４）本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、本事業による成果品が第三者の知的財産権を侵害することがないよう、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。

10　第三者への委託

（１）受注者は、企画提案書に記載されている場合を除き、県の承認を受けないで再委託を行ってはならない。

（２）県は、受注者が担当する業務の主たる部分が含まれている場合は、再委託を承認しない。

（３）受注者が第三者に委託を行う場合は、委託先に対して契約書に基づく一切の義務を遵守させるものとする。
（４）受注者は、実施体制表（様式４）に再委託者を追記して県に提出するとともに、委託先の行為について全責任を負うものとする。

11　守秘義務

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡してはならないものとし、本事業で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、本事業の完了後も同様とする。

12　諸事故の処理

（１）受注者は、本事業により生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、速やかに県に報告するとともに、その原因が受注者による場合、受注者の責任により解決しなければならない。
（２）（１）は、本事業に係る協定期間の終了後又は協定解除後も同様とする。

13　成果品、データ及びクレジットの帰属

（１）本業務により作成された成果品、県提供資料を加工したデータ及び認証・発行されたJ-クレジットは、別段の定めがない限り県に帰属する。
（２）受注者は、県の書面による承認なく、成果品又はJ-クレジットを第三者に使用、譲渡、移転、担保設定、公表その他の処分をしてはならない。
（３）成果品は、第三者が継続利用できるよう、数式、参照関係及び入力条件を保持したExcel等の編集可能な形式及びPDF形式で提出する。

14　販売不成立及び契約終了時の取扱い

（１）受注者は、承認された販売計画に基づき販売活動を行うものとする。ただし、別に保証条件を定める場合を除き、販売数量又は販売価格を保証するものではない。
（２）契約終了時に未販売のクレジットは、受注者が全量購入すること。購入価格は、固定委託費総支払額及び県最低販売収入額の合計額をJ-クレジット創出量で除した額に消費税及び地方消費税を加えた額以上（固定委託費の上限額２８，０００，０００円、J-クレジット創出量２，０１６t-CO2の場合は、１７，３８０円/t-CO2（税込）以上）で企画提案書に記載した金額とする。
（３）契約終了又は解除時、受注者は、モニタリングデータ、数式入り算定シート、登録・審査文書、販売活動記録及び購入候補者との交渉状況等を、県へ速やかに無償で引き継ぐ。

15　利益相反の管理

　受注者又はその関係者が購入者側から仲介手数料その他の対価を受ける場合は、事前に県へ開示し、承認を得るものとする。

16　その他

　本仕様書に定めのない事項等については、県と受注者の協議により決定する。